

<最終確定版>

第7回アジア都市招待 ゲートボール大会



2015年12月4日(金)～12月8日(火) [5日間]



日にち		日程(予定)	
1	12/4 (金)	羽田空港 発(08:55) 全日空859便 →香港 着(12:55) 着後、市内ホテルへ ■午後:大会登録 ■夕刻:代表者会議 【香港泊 □□夕】	
2	12/5 (土)	ホテルにて朝食 ■午前:試合会場にて練習 ■午後:ゲートボール大会参加 【香港泊 朝□夕】	
3	12/6 (日)	ホテルにて朝食 ■終日:ゲートボール大会参加 ■夜:フェアウェルパーティ参加 【香港泊 朝□□】	
4	12/7 (月)	ホテルにて朝食 ■終日:大会主催の現地観光ツアー参加 【香港泊 朝□夕】	
5	12/8 (火)	ホテルにて朝食 チェックアウト後、空港へ 香港 発(14:25) 全日空860便 →羽田空港 着(19:15) 着後、解散 【朝□□】	

■ご旅行代金: **お一人様¥126,800**

公益財団法人日本ゲートボール連合様より¥32,000の
旅費の補助を致します。よって、ご負担頂くご旅行代金は
お一人様¥94,800となります。

■ご利用予定ホテル: **“Metropark Hotel Kowloon”**

■ご利用予定航空会社: **全日空(NH)**

■最少催行人員: 10名

■添乗員: 同行しません
(現地係員がご案内致します)

《上記旅行代金に含まれるもの》

- ・エコノミークラス往復航空運賃
(燃油サーチャージ、羽田空港施設使用料、現地空港税、航空諸税も
料金に含まれております。)
- ・宿泊費2名1室利用
- ・現地交通費
- ・食事(朝4回、夕3回)
- ・大会登録費 お一人様HKD150(約¥3,000)
- ・12/7 ローカルツアー代 お一人様HKD250(約¥5,000)

《上記旅行代金に含まれないもの》

- ・左記日程表内の記載以外にご自身で行動される場合の費用
- ・個人的費用(電話代、クリーニング代等)、超過手荷物料金、チップ
- ・食事の際のお飲物代
- ・一人部屋追加代金(4泊¥44,000)

試合会場: Kowloon Bay Sports Ground (九龍灣運動場)

■住所: 1 Kai Lok Street, Kowloon Bay, Kowloon, HK

■電話: +852-2750-8512



大会スケジュール確定致しました!

それに伴い、以前のご案内から
航空便及び宿泊ホテルが
変更になっております

◆お申込み締切日◆2015年9月10日(木)



東日観光株式会社
観光庁長官登録旅行業第270号 © 一般社団法人日本旅行業協会正会員

<宿泊予定ホテル>

“Metropark Hotel Kowloon” (メトロパークホテルカオルーン)

MRTの旺角東(モンコック・イースト)駅より徒歩約8分、カオルーン中心部に位置するホテル。

スクエア型の建物はオフホワイトの高層。ロビーは観葉植物やソファが設置されたくつろぎのやすい空間。白を基調とした客室はページュやブラウンをアクセントにエレガントなインテリアでまとめられている。商業地区やショッピングエリアへのアクセスに便利なロケーション。地元の映画スターの住宅が立ち並ぶカドリー・アベニュー、女人街や金魚街は徒歩圏内。

- 住所: 75 Waterloo Road, Kowloon, Hong Kong
- 電話: +852--27611711 ■FAX: +852--27610769



(写真は全てイメージです。)



大会会場まで、車で約10分です。

【ご旅行の条件(抜粋)】

●募集型企画旅行契約

(1) 東日観光株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2) ご旅行条件につきましては、本旅行条件書によるほか、別途お渡しするご旅行条件書、最終旅行日程及び当社旅行業約款募集型企画旅行の契約の部によります。

●旅行お申し込みと契約の成立

当初所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込み下さい。旅行契約は締結を承諾し、申込金を受領したときに成立します。

- ・旅行代金が30万円以上 : 50,000円以上旅行代金まで
- ・旅行代金が15万円以上30万円未満 : 30,000円以上旅行代金まで
- ・旅行代金が15万円未満 : 20,000円以上旅行代金まで

旅行契約は、当社が契約締結を承諾し申込金(お支払い対象旅行代金)を受領した時に成立します。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のもの。

- (1) 航空運賃(エコノミークラス)、燃油サーチャージ・羽田空港施設使用料・現地空港税・航空諸税、利用運送機関の運賃、送迎バス等の料金、宿泊料金(2名1室利用の場合)、食事料金、大会登録料
- (2) お一人様スーツケース等1個の手荷物の運搬料金
- (3) 団体行動中の心付け

●旅行代金に含まれないもの

超過手荷物料金、クリーニング代、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金、傷害・疾病に関する医療費、渡航手続諸費用(旅券印紙代、予防接種料金、パスポート取得代、査証代等)、観光料金、お一人部屋追加代金

●旅行代金のお支払い

申込時点又は旅行契約成立時点以降、旅行開始日前の指定期日(原則として21日前)までにお支払い頂きます。

●旅行中止の場合

ご参加のお客様がパンフレットに明示した最終催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている代金の全額をお返します。

●追加代金

お客様のご希望により一人部屋を使用する事を補償するための追加代金

●お客様からの旅行契約の解除(取消料)

お客様は一定の場合を除き、次に定める取消料をお支払い頂くことにより旅行契約を解除できます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日以前の解除	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～3日目にあたる日までの解除	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前々日(2日目)以降の解除(当日旅行開始前まで)	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

※取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

●特別補償

当社は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)の特別補償により、お客様が参加中に急激かつ偶然な外来の事故により被られた一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払い致しますが、傷害・疾病治療費については補償致しません。

※賠償債務者が外国の運送・宿泊機関等の場合十分な補償を得られない事もありますので、お客様自身で海外旅行傷害保険に加入されることをお勧め致します。

●当社の責任

(1) 当社は当社又は手配代行の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、損害を賠償します。

(2) 当社は次に例示する事由では責任を負うものではありません。

- ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故・火災、遅延・不通による旅行内容の変更・短縮又は中止
- ・盗難、自由行動中の事故、疾病などお客様の故意または過失によって生じた損害
- ・官公庁の命令、伝染病、食中毒など

●個人情報の取り扱いについて

当社は旅行お申し込みの際にご記入頂いたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど)についてお客様との間の連絡、お申込頂いた御旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲で利用させて頂きます。

●ご旅行条件・ご旅行代金の基準

この旅行条件は2015年7月24日を基準としています。また旅行代金は2015年7月24日現在有効な運賃・適用規則を基準として算出しております。

～詳しい旅行条件を説明した書面をお渡し致しますので、事前にご確認の上お申し込み下さい～

旅行企画・実施 **東日観光株式会社 海外旅行事業部**

〒104-0045 東京都中央区築地4-7-5築地KYビル4階

TEL:03-5148-1727 FAX:03-5148-1827 Email:uda_satoko@tonichi.co.jp

営業時間 9:00～18:00(土日・祝日は休業)

観光庁長官登録旅行業第270号 JATA正会員
旅行業校正取引協議会会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者 前田しのぶ

担当 **宇田 智子**